

佐賀県選挙管理委員会告示第61号

佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する規程（平成6年佐賀県選挙管理委員会告示第37号）の一部を次のように改正する。

令和7年10月3日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第2号その1（第2条関係） 略 下記の自動車燃料代につき、佐賀県議会議員又は佐賀県知事選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例第4条第2号ロの規定による確認を受けたいので申請します。 略 略 略 様式第5号その1（第4条関係） 略 略 備考 1～3 略 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 (1) 略 (2) 限度額 ア 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 7円73銭（単価）×当該作成枚数＝限度額 イ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合	様式第2号その1（第2条関係） 略 下記の自動車燃料代につき、佐賀県議会議員又は佐賀県知事選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。 略 略 略 様式第5号その1（第4条関係） 略 略 備考 1～3 略 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 (1) 略 (2) 限度額 ア 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 8円38銭（単価）×当該作成枚数＝限度額 イ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

改正前	改正後
$\frac{386,500\text{円} + 5\text{円}18\text{銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価}$ 価… 1 円未満の端数は切上げ 単価×当該作成枚数＝限度額 様式第 5 号その 2（第 4 条関係） 略 略 備考 1～3 略 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 (1) 略 (2) 限度額 ア 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合 $\frac{316,250\text{円} + 541\text{円}31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$ …………… 1 円未満の端数は切上げ 単価×確認された枚数＝限度額 イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合 $\frac{586,905\text{円} + 28\text{円}35\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} =$ 単価…………… 1 円未満の端数は切上げ 単価×確認された作成枚数＝限度額 様式第 6 号その 2（第 5 条関係）	$\frac{419,000\text{円} + 5\text{円}62\text{銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価}$ 価… 1 円未満の端数は切上げ 単価×当該作成枚数＝限度額 様式第 5 号その 2（第 4 条関係） 略 略 備考 1～3 略 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 (1) 略 (2) 限度額 ア 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合 $\frac{316,250\text{円} + 586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$ …………… 1 円未満の端数は切上げ 単価×確認された枚数＝限度額 イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合 $\frac{609,690\text{円} + 30\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} =$ 単価…………… 1 円未満の端数は切上げ 単価×確認された作成枚数＝限度額 様式第 6 号その 2（第 5 条関係）

改正前	改正後
略 別紙 略 略 備考 1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。 (1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下 の場合 <u>7円73銭</u> (2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超 える場合 $\frac{386,500\text{円} + 5\text{円}18\text{銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} \dots\dots 1$ 銭未満の端数は切上げ 2～4 略 様式第6号その3（第5条関係） 略 別紙 略 略 備考 1 略 2 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。 (1) 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポ スター掲示場数が500以下の場合 $\frac{316,250\text{円} + 541\text{円}31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} \dots\dots 1\text{円未満}$ の端数は切上げ (2) 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポ	略 別紙 略 略 備考 1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。 (1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下 の場合 <u>8円38銭</u> (2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超 える場合 $\frac{419,000\text{円} + 5\text{円}62\text{銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} \dots\dots 1$ 銭未満の端数は切上げ 2～4 略 様式第6号その3（第5条関係） 略 別紙 略 略 備考 1 略 2 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。 (1) 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポ スター掲示場数が500以下の場合 $\frac{316,250\text{円} + 586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} \dots\dots 1\text{円未満}$ の端数は切上げ (2) 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポ

改正前	改正後
スター掲示場数が500を超える場合 $\frac{586,905\text{円} + 28\text{円}35\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} \dots 1$ 円未満の端数は切上げ 3～5 略	スター掲示場数が500を超える場合 $\frac{609,690\text{円} + 30\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} \dots 1$ 円未満の端数は切上げ 3～5 略

附 則

この告示は、公布の日から施行する。